

## 愛がん動物用飼料の基準・規格（省令案の概要）

販売用愛がん動物用飼料（製造する施設において愛がん動物に使用されるものを除く）の基準・規格を次のように定める。

### 1. 成分規格

(1) エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン（BHT）及びブチルヒドロキシアニソール（BHA）の含有量は、それぞれの有効成分の合計量で 150 ppm 以下でなければならない。また、犬用の販売用愛がん動物用飼料中のエトキシキンの含有量は 75 ppm 以下でなければならない。

(2) アフラトキシン B<sub>1</sub> の含有量は 0.02 ppm を超えてはならない。

(3) 下記の農薬の成分である物質は、それぞれ定める量を超えて含まれてはならない。

➤ グリホサート	15 ppm
➤ クロルピリホスメチル	10 ppm
➤ ピリミホスメチル	2 ppm
➤ マラチオン	10 ppm
➤ メタミドホス	0.2 ppm

※規定する成分の販売用愛がん動物用飼料における含有量を算出するにあたっては、当該飼料の水分の含有量を 10 % に設定する。

### 2. 製造の方法の基準

(1) 有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない。

(2) 販売用愛がん動物用飼料を加熱し、又は乾燥するにあつては、微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと。

(3) プロピレングリコールは、猫用の販売用愛がん動物用飼料には用いてはならない。

### 3. 表示の基準

販売用愛がん動物用飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(1) 販売用愛がん動物用飼料の名称

(2) 原材料名

(3) 賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。）

(4) 事業者の氏名又は名称及び住所

(5) 原産国名

### 4. 経過措置

成分規格及び製造の方法の基準については 6 ヶ月、表示の基準については 18 ヶ月の経過措置を設ける予定。